

# 新しい生活様式に向けた設備投資補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、本県の中小企業等が行う新しい生活様式に対応した非対面型ビジネスへの転換等の前向きな設備投資を後押しするため、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、国の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下「ものづくり補助金」という。）に対する上乘せとして、補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」の定義は、千葉県内において事業を営み、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者又は組合等の団体及びNPO法人とする。また、「大企業」とは中小企業等経営強化法に規定する中小企業者の規模を超える企業をいう。ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者は補助対象者から除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

## (補助対象者及び補助対象事業)

第3条 補助の対象者は、令和2年度において、ものづくり補助金に特別枠で申請し、採択された中小企業者等とする。ただし、次に掲げる事業については、補助の対象としない。

- (1) 法令等に違反する事業
- (2) 特定の企業の利益のみを目的とした事業
- (3) 事業実施企業の役員等（会長、会頭、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該企業の運営に関与している者又は当該企業の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のア、イ及びウのいずれかに該当する者であるときは、その事業
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 次のいずれかに該当する行為（イ）又は（ウ）に該当する行為であつ

て、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の額及び補助対象経費)

第4条 補助金の決定額は、ものづくり補助金において交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費に補助率を乗じた額から実際の交付決定額を減じた額であつて、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。なお、ものづくり補助金の交付決定日から令和4年2月10日までの間に契約等を行い、かつ支出したものに限る。

2 補助対象経費の詳細については、全国中小企業団体中央会の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募要領」による。

(補助上限額・下限額)

第5条 補助金の上限額は500万円、下限額は10万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、規則第3条の規定により新しい生活様式に向けた設備投資補助金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)及び役員等名簿(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書には、ものづくり補助金に係る以下の書類の写しを添付しなければならない。

(1) 補助金交付申請書一式(補助事業計画書及び収支予算書を含む)

(2) 交付決定通知書

3 補助金の交付の申請をしようとする中小企業者等は、第1項の補助金の交付の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

（交付決定）

第7条 知事は、規則第4条の規定による書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定をしたときは、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条及びこの要綱の規定により付す条件は、次のとおりとする。

（1）補助事業において内容変更をした又は経費の配分変更をした（ものづくり補助金の変更承認を受けたものに限る）若しくは中止・廃止をした場合は、速やかに新しい生活様式に向けた設備投資補助金に係る補助事業変更承認申請書（第4号様式）を、ものづくり補助金の変更承認書面の写しを添付のうえ知事に提出すること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに新しい生活様式に向けた設備投資補助金に係る補助事業遅延等報告書（第5号様式）を知事に提出し、その指示を受けること。

（3）その他知事が必要と認める条件

2 前項（1）の軽微な変更とは、補助金の増加を伴わないもので、補助事業の遂行に支障を来たすことなく、かつ事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合をいう。

（状況報告）

第9条 第7条の規定による補助金交付決定通知を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、知事が規則第10条の規定により補助内容の状況報告を求めたときは、新しい生活様式に向けた設備投資補助金に係る補助事業遂行状況報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第10条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第12条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）の規定に基づき、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

#### （実績報告）

第11条 補助事業者は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、ものづくり補助金事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和4年2月28日のいずれか早い日までに、ものづくり補助金の実績報告書の写しを添付のうえ新しい生活様式に向けた設備投資補助金に係る補助事業実績報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。なお、令和4年2月28日時点でものづくり補助金の実績報告を行っていない補助事業については、その時点での内容をもって、別紙1の収支決算書及び別紙2の事業結果報告書を作成し、代わりに添付すること。

2 本要綱の制定前に完了した事業についての提出期限は、第7条の規定により県が交付決定を行った日から30日を経過した日までとする。

3 第1項の補助金の実績報告を行うに当たっては、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第12条 知事は、規則第14条の規定により、前条の報告を受けた場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が補助金の

交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、新しい生活様式に向けた設備投資補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第14条 知事は規則第16条第1項の規定により、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、規則第16条第2項の規定により、新しい生活様式に向けた設備投資補助金概算払請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が規則第17条第1項の各号の規定のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、これは補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、第15条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的にしたがってその効果的な運用を図らなければならない。

(関係帳簿等の調査)

第19条 知事が必要があると認めた場合は、補助事業者に対し報告を求め又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(財産の処分)

第20条 取得財産等のうち、規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により処分(他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。)を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、新しい生活様式に向けた設備投資補助金に係る取得財産等の処分承認申請書(第10号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において、知事は、補助事業者が当該取得財産等の処分をすることにより収入があるとき(取得財産等の取得日から知事が別に定める期間を経過しているときを除く。)は、補助事業者にその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(知的財産権の帰属)

第21条 本事業の実施により補助事業者に生じた知的財産権は、本事業の本旨に照らし、原則として補助事業者に帰属するものとする。

(実施結果の報告等)

第22条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間において、毎年度終了後翌年の6月末までに補助対象事業に係る過去1年間の事業化の状況等について、新しい生活様式に向けた設備投資補助金に係る事業化報告書(第11号様式)により知事に報告しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行し、令和2年度事業に係る補助金に適用する。